

第5節 手続

(借入申請)

第 33 条 第23 条 1～7号の貸付を申請する場合は、共済借入金申請書（様式第9号－1）に必要事項を記載し自署捺印の上、別表第2号に指定する該当事項の添付書類を添えて、原則として月末日までに理事長に申請する。

2 第23 条 8号の貸付を申請する場合は、各提携金融機関の所定の申請書に必要事項を記載し自署捺印の上、申請する。

(審査と諾否通知)

第 34 条 理事長は、ただちに前条の申請内容を審査し、貸付の諾否並びに貸付の条件を決定する。

2 理事長は、共済貸付金諾否通知書（様式第9号－2）により、ただちに申請者に通知する。

3 第23 条 8号については、各提携金融機関から通知する。

(借用書)

第 35 条 前条により貸付の承諾を受けた一般会員は、ただちに共済貸付金借用書（様式第10号）に必要事項を記載し自署捺印の上、理事長に提出する。

(貸付金の交付)

第 36 条 貸付金は、原則として毎月1回25日（当該日が銀行の休業日に該当するときはその前営業日）に、前条の借用書の提出があった一般会員について、借入人が指定する借入人名義の口座に振り込むこととする。

2 第23 条 8号については、各提携金融機関の規程による。

(費用の負担)

第 37 条 貸付金の借入に付随して生じる諸費用は、すべて借入人の負担とする。